



法人こおりやま

2019. 4

第490号



題名/月の詩(6号) 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

300タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

●●●●

パスワード

●●●●

ログイン

ID・パスワードは

会員ID: 1101

パスワード: 1005

お問い合わせは郡山法人会事務局まで TEL:024-933-7777

目次

税務署ニュース	2
消費税軽減税率制度 説明会のご案内	2
税のミニ通信	3
区分記載請求書等保存方式とは	3
働き方改革で変わる、 これからの賃金制度	4
淘汰されない企業の存在価値	6
平成30年度新入会員のご紹介	7
トピックス	8

税務署ニュース

消費税軽減税率制度 説明会のご案内

消費税軽減税率制度の実施時期（10月1日）が迫ってきました！

準備はお済ですか？

～消費税軽減税率制度は、すべての事業者に関係する制度です～

郡山税務署・郡山市・田村市・三春町・小野町では、軽減税率制度等や軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入等支援）についての理解を深めていただくために、以下のとおり軽減税率制度等に関する説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

▶ 消費税軽減税率制度説明会の開催日程等

開催日時	会場名	所在地等
4月23日(火) 13:30～15:00	安積総合学習センター	郡山市安積町荒井字南赤坂 265 (電話 024-945-6466)
5月20日(月) 13:30～15:00	船引公民館	田村市船引町船引字南元町 28 (電話 0247-82-1133)
5月24日(金) 13:30～15:00	小野町多目的研修集会施設	小野町大字小野新町字中通 2 (電話 0247-72-2832)
6月6日(木) 13:30～15:00	郡山ユラックス熱海	郡山市熱海町熱海 2丁目 148-2 (電話 024-984-2800)
6月12日(水) 13:30～15:00	三春交流館まほら	三春町字大町 191 (電話 0247-62-3837)

▶ 説明会の内容

- ・ 消費税軽減税率制度の概要について
- ・ 軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入等支援）について
- ・ インボイス制度について

【お問合せ先】

郡山税務署 個人課税第一部門 電話024-932-2043（直通）

税のミニ通信

区分記載請求書等保存方式とは

本年10月より改正消費税法が施行され「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。2023年10月からのインボイス方式(適格請求書等保存方式)導入までの間、軽減税率に対応するため現行の請求書等保存方式に、区分経理に対応するための記載事項を加えた「区分記載請求書等保存方式」が導入され、帳簿の記載要件に「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」が加えられます。



東北税理士会郡山支部
税理士 堀越 宗一

1 区分記載請求書等保存方式の適用要件

請求書の記載要件に、③④の内容が追加されます。

- ①区分記載請求書発行者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- ④税率ごとに合計した対価の額(税込み)
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

2 免税事業者からの仕入れ商品の仕入税額控除の可否

発行事業者についての要件は規定されておりませんので、現行制度と同様に免税事業者からの仕入も仕入税額控除が可能です。

※売り手が発行した請求書等に①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額(税込み)の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、仕入税額控除の要件を満たすものとするとされます。

3 「区分記載請求書等を受け取った場合の区分経理」について

小売業・卸売業や飲食店業など複数税率での販売が必須の業態だけでなく、すべての業種で複数税率への対応が必要となります。仕入れの際に入力すべき項目が増えるなど注意すべきことがあります。

小売業や飲食店業等以外でも、来客用の菓子の購入や会議用弁当の購入などでも軽減税率が発生することが見込まれるため、税率の複数対応が、また、請求書の記載項目だけでなく帳簿の記載項目も増えますので、その対応も必要になります。

①仕入れの区分経理

仕入れについては、軽減税率対応と標準税率の仕入との仕訳が必要となります。

例) 従来 商品仕入/買掛金 ×××円

区分請求書等保存方式

商品仕入(8%)/買掛金 ×××円

商品仕入(10%)/買掛金 ×××円

②売上の区分経理

軽減税率対応品目を販売している業態であれば、仕入と同様に売上高についても税率別に記帳が必要となります。

③帳簿への記載項目の増加

区分記載請求書等保存方式に、帳簿記載要件に「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」が加えられており、対応が必要となります。また、税率区分も従来の3%、5%、8%に加えて、10%、8%(軽減税率)が増えそれらにも対応が必要となります。

なお軽減税率8%と経過措置8%は別管理が必要になります。表面的には同率税率ですが、国税と地方税の内訳が異なります。

・軽減税率8%(国分:6.24% 地方分1.76%)

・経過措置8%(国分:6.3% 地方分1.7%)

消費税率アップ・軽減税率への実務対応は顧問税理士等にご相談などしていただければと思います。

労働法改正

働き方改革で変わる これからの賃金制度

最近の司法判断から 見えてくるもの

特定社会保険労務士
小島 信一

ショッキングな判決

政府が主導する働き方改革を受けた労働法の改正が行われ、本年4月から年次有給休暇の5日強制付与、管理者に対して労働時間の状況把握を義務づけるなど、明らかに今までは趣の異なる企業経営が求められるようになっていきます。

経営者は、これら時代の流れに戸惑い、働き方改革自体に半信半疑であるため、自社の改革が進まないといった状況です。

今後は、残業時間の上限規制、正規と非正規の格差是正を図る「同一労働・同一賃金」が急ピッチでやってきます。

実は、働き方改革で一番のキモとなるのは、同一労働・同一賃金かもしれませぬ。そのことを先取りしたような裁判例が本年2月20日に出了ました。

東京高裁の例ですが、東京メトロの売店で働く契約社員ら4人が、正社員との待遇に格差があるのは不当だとして、手当の差額など約5000万円の支払いを東京メトロ子会社「メトロコマース」（東京都）に求めたのです。

請求の大半を棄却した1審判決は変更され、原告2人への退職金不払いは「違法」だとして、同社に220万円の賠償を命じたのです。最高裁まで行くのか、

ここで和解するのか分かりませんが、同一労働同一賃金を巡り、このようなショッキングな裁判例が最近多く出ています。

最近の裁判例

昨年6月に、最高裁で今後の実務を方向づける同一労働・同一賃金に関する2つの判決（ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件H30・6・1最高裁第二小法

事件名	請求	認容	判決日
日本郵便事件	外務業務手当、年末年始勤務手当、早出勤手当、夏季年末手当、住居手当、扶養手当	年末年始勤務手当、住居手当、扶養手当	大阪地裁 H30.2.21
九水運輸商事事件	通勤手当	通勤手当	福岡地裁 H30.2.1

廷判決）が出たように、最近「不合理な格差の禁止（同一労働・同一賃金）」を先取りした裁判例が次々に出ています。

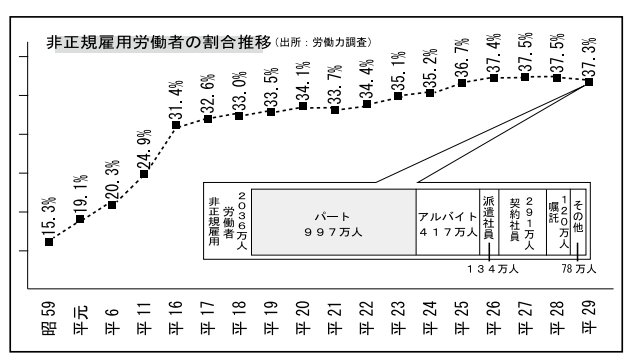
とくに、正社員に支給されている各種手当を非正規である、パートや定年後退職して再雇用された嘱託にも支払って欲しい、というケースで争いが見られます。

【日本版】 同一労働・同一賃金

同一労働・同一賃金とは、そのまま解釈すると、「同じ仕事をしているのだから、同じ賃金とすべき」ということになります。

ただ、今回の改正は、「日本版」との冠がつく通りに、欧米に見られるような厳密な意味での「同一労働・同一賃金」ではありません。

根拠法は、改正されたパート・有期雇用労働法です。そのため、正社員間というより、正社員と非正社員間の格差を射程にしています。



我が国の場合、バブル崩壊後あたりから、パートやアルバイト（フリーター）・契約社員・派遣といった「有期雇用」で、正社員と異なる採用形態で雇用される労働者が増加し、現在、全体の4割を占めるまでになっています。

特徴としては、

労働契約に期間を定めることで雇用調整しやすくし、賞与や退職金が支給されない、時給であり、正社員を時給に換算した場合と比べ

一般に低額になっている、昇給する場合もあるが、あまり大きく上がることはない、などがあります。

つまり、人件費の調整弁になっている感があります。会社によっては、仕事内容がほとんど変わらないにもかかわらず、このような低待遇の許容を求めるケースもあり、社会問題化していました。

今回の改正は、ここが是正されたのです。

今後の実務対応

それでは、企業は今後、どのような実務対応が必要なのでしょう。

平成30年12月28日に、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（以下「指針」といいます）」が発表されましたので、この指針をもとに就業規則を変更し、運用していくことです。

まず、一番キモとなる「基本給」ですが、額を決める

ときの要素をはつきりさせることです。

指針では、①労働者の能力または経歴、②業績または成果に応じたもの、③勤続年数に応じたもの、の3つの例についてこういう場合は違反です、こういう場合は違反していません、と具体的な記載がありますので、その記述を参考に制度設計していきます。

経営者の思い付きやその場しのぎで基本給を決めてきたような場合は、是正が必要です。

基本給を決める「要素」は何か、それをクリアにしない限り「差」について説明できなくなりますし、その要素に応じた額も決めることはできません。

我が国の場合、総合決定給といって、基本給を決める要素に年齢、能力、業績、やる気、勤続、仕事内容などを「総合的」に勘案して決める、という決め方が多いため（要はあいまいなものです）、この基本給を決め

るときの要素を明らかにする、ということ自体が実はハードルが高くなっています。

例えば、勤続年数で基本給を決める場合、パートと社員で勤続年数が同じならば同じ額を支給しなくてはなりません。

また、この理屈で考えると、60歳超の嘱託が一番高い基本給額ということになります。

これに違和感を感じるならば、勤続年数で基本給を決めない方がいいのです。

なお、基本給の決定要素がはつきりしたら、次はどうやってそれが上がったか、下がったか、を判断します。

通常は、評価制度とリンクさせるような制度が一般的です。

このように、基本給を決める「要素（モノサシ）」をはつきりさせ、それを一貫させて、評価して賃金を決める、というサイクル（賃金制度）を作ることが重要

になってきます。

退職金・賞与

賞与については、指針によると「会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者は、貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の支給をしなければならぬ」と定められています。

つまり、基本的には非正規社員にも賞与を払うことが原則となります。

なお、「貢献に応じた部分」をどう考えるか、が実務上のポイントになります。半分なのか、4分の1なのか、同様に払うのか、について検討しなくてはなりません。

なお、退職金についてはガイドラインでは触れていないので、自社の退職金の支給要件（なぜ払われるのか）を明確にし、非正規と差があるのかどうか、を考慮して払うのか払わないのか

か、払うとしたら額をどうするのか、について制度設計します。

おわりに

以上、同一労働・同一賃金について、述べました。非正規社員のいない会社は、あまり関係ないといえます。ただし、定年退職後の60歳超社員（期間雇用者）が一人でもいる場合は、該当しますので注意してください。

見てきたように、かなり難しい対応を求められているのが今回の法改正です。パートだから賞与がない、退職金がない（それが常識でしょ、みたいな）、という説明をした場合、「説明したことになる」と前述のガイドライン（案）に記載されていました。

人事制度をしっかりと作っていき、不合理な格差が出ないような運用が求められることとなりますので、よくよく準備して取り組んで下さい。

淘汰されない

企業の存在価値

またぞろ検査データ改ざんや施工不良問題など、上場企業の不祥事や不正が続出しているとマスコミで報じられている。

過去にあった不祥事に関する第三者調査委員会の報告のほとんどが「不正は組織的かつ長期的に行われていた」と、発覚以前から慢性的に行われていたことを指摘していることが際立っている。

この背景には企業の「利益第一主義」が最優先され、短納期化やコストダウンを図ることが最優先されたという企業の本音が垣間見られる。しかも、それらはユーザーや国民の安心・安全を欺く結果となっている。企業倫理に背いて利益の最大化を図ろうとしたものの、不祥事発覚によって、

損害賠償保障などで多額の損失を余儀なくされ、会社存続も危うい事態に陥ったケースの企業を我々は数多く見てきたのだが、悪魔の囁きともいえる「利益第一主義」の呪縛に支配される企業が後を絶たないのは寂しい限りである。

回復基調にある経済環境にあっても、依然として中小企業経営は厳しい実情にある。

つい悪魔の囁きに耳を貸して、コストカットで劣悪な製品やサービスを提供しようものなら、上場企業と違って競争の激しい中小企業は、競合他社へと顧客離れが加速し、結果として、会社の首を自らに絞めかねないである。

株式会社イエローハットの創業者である鍵山秀三郎

氏は、企業の存在価値について次のように述べている。

「：会社経営で最も大事なことは、次の2つです。

1つは、周囲の人や社会に迷惑をかけるような会社であってはならない。あと1つは、会社があることによって世間から喜ばれる存在になる。この2つが、会社の存在が許される最低の条件です：」。

企業である以上、売上げと利益を伸ばすことは当然なのだが、鍵山氏は、それだけでは世の中を悪くしながら、企業が成長・膨張する会社になりかねないと警鐘を鳴らしている。

取引先や顧客に嘘をついたり、騙したりする会社と違って、騙されたり、企業が存在価値を自らに放棄することになると喝破しているの

ある。

それは取りも直さず、世間から喜ばれる存在である企業であることを自ら否定することになるのである。

決して、周囲を不幸にする存在の企業であってはならない。

人間関係でもそうだが、「迷惑をかける」人の周りには誰しもが近づかないのは自明の理なのだが、昨今は、こうした子どもでも分かる当たり前のことが分からない人が増えてきているようで、しかもリーダーと呼ばれるような地位に就いているとの指摘がなされ、危うさが禁じ得ない。

自らが良ければよしとする企業風土が「ブラック」と呼ばれる企業を産んではないだろうか。

また、二宮尊徳翁は「遠きをはかる者は富み、近くをはかる者は貧す」という言葉を遺している。

まさに前述のように、目

先の利益を確保しようとする、不正を良しとして売上確保や短期化を重視した経営の取組みに陥りかねず、長い目で見たら、大きな損失の種を抱えているとの認識が欠かせない。

それよりも、ユーザーや顧客から絶対満足を得ようと、研究開発や社員の人的成長を通じた人材育成に取り組む「遠きをはかる」ことで企業は飛躍するものだということを、二宮翁の言葉の中に見出すのである。

周囲や社会に迷惑を掛けずに世間から喜ばれる企業であることに、誠心誠実に取り組んでいくことが、迂遠だと見えるが、結局は、収益をもたらす源泉となすとともに、企業の持続を担保してくれることを、企業不祥が続く今、改めて経営者の肝に銘じていきたいものである。

平成30年度 新入会員のご紹介

平成30年度にご入会いただきました会員の皆さまをご紹介します。

No.	事業所名	住所
1	佐藤伝兵衛地所(有)	中町
2	特定非営利活動法人 あいメッセージ	富久山町
3	吉田 雅彦	昭和
4	(株)オールワン福島	富久山町
5	(株)タムラクリーンサービス ダスキン田村	船引町
6	北進自動車部品(株)	八山田
7	(有)官野商事	長者
8	(有)栄鑑定評価	鶴見坦
9	平野 美果	菜根
10	(有)日成リフォーム	虎丸町
11	(有)隼運送	安積町
12	(株)さくらCorporation	小野町
13	(株)Global Assist	細沼町
14	(有)郡山自動車ガラス	八山田
15	エヌケー佐々木(株)	八山田
16	(株)ラン・コーポレーション	堤
17	(有)サンサン	富久山町
18	(株)興和架設	常葉町
19	まな児遊園	会津若松市
20	御館屋商事(有)	道場
21	(有)タカミ住宅環境	熱海町
22	(株)and At's	御前南
23	民間救急警備(株)	開成
24	エクスターメディカル(株)	菜根
25	渡辺工務店	大槻町
26	濱尾 富貴子	富久山町
27	あさか野物流	笹川

No.	事業所名	住所
28	吾妻工房(株)	喜久田町
29	(株)サンティーエコ	田村町
30	(株)吉田エンジニアリング	堤
31	(株)メニハンズ	虎丸町
32	(有)中山商会	麓山
33	森 利弘	本宮市
34	(株)桑原ECS	船引町
35	(株)LEON	安積町
36	(株)相双重機土木	南相馬市
37	(株)ウインライフ 郡山支店	大町
38	(株)福島クリエーティブ	富田町
39	(株)建辰	富久山町
40	東部自動車(合資)	船引町
41	(株)クニヨシ 郡山営業所	安積町
42	(株)ALIVE	日和田町
43	(株)アイコン	本町
44	トータル・ファスニング(株)	土瓜
45	柳沼 辰也	日和田町
46	(株)タクティクス	大槻町
47	(株)タクティクス・ラボ	大槻町
48	(株)トップ・ルーファー	富久山町
49	(株)i-Project	田村町
50	福本 良生	富久山町
51	伊藤 千悦子	桑野
52	(有)福長電器	富久山町
53	(有)カナダイ	富田東



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
 昭和46年に発足し、
 会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
 これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22
 TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市虎丸町24-8
 (富士火災郡山ビル3F) TEL 024-933-6211



「経営塾」平成30年度 第6回例会

平成30年度最後となる経営塾第6回例会を、3月13日にホテルハマツで開催した。経営塾塾生の桑原義昌氏が講師を務め、「経営者診断及び座右の銘」と題し、講義した。

講義では、営業タイプ診断、適職診断テストを行い、自分はどのような性格でありどんな職種が向いているかを調べ、性格別の目指すべき営業スタイルを解説した。また、経営者タイプ診断では、事業にとってなにが重要と考えるか傾向分析をし、タイプ別の強みと弱みを説明した。最後に、受講者それぞれの座右の銘を発表をした。

桑原氏より、「今日の診断結果の中には、合っていた・合っていなかったがあるかもしれないが、自分の中にある本質を知ることができたのではないかと。また、座右の銘は、自分の見えるところに飾り、人生の道しるべとしていただきたい。」と、述べた。

その後の修了式では、経営塾・赤塚英夫相談役より1人ずつ修了証書が手渡され、和やかに交流を深めた。

経営塾は2019年度も引き続き実施いたしますので、新規入塾を心よりお待ちしております。



第6回 経営塾例会



講師の桑原義昌氏

骨髄バンク推進連絡協議会 郡山支部へ募金寄贈

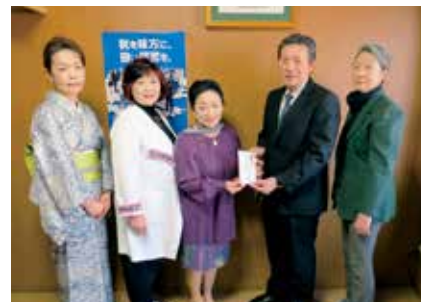
女性部会(阿部尋子部会長)は3月5日(火)、福島県骨髄バンク推進連絡協議会郡山支部へ115,695円を寄贈した。

この事業は、今年で6度目となり社会貢献事業の一環として、「希望プロジェクト～未来を担う子供たちのために～」と題し、社会貢献委員会が中心となり郡山市内、田村市内、田村郡のスーパー、ホテル、百貨店などに募金箱を10個設置し善意を募った。

また、郡山法人会の各事業の際にも、会員の皆様にご協力をいただいた。

贈呈式を同日、郡山法人会館にて行い、女性部会の阿部尋子部会長、社会貢献委員会矢部祥子委員長、高橋邦子副委員長より、福島県骨髄バンク推進連絡協議会郡山支部代表の坂本和豊さん、事務局で奥様のあけみさんに浄財を手渡した。

浄財は、骨髄バンクの普及活動に役立てられる。



郡山支部代表坂本氏へ寄贈

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索